

米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の一部を改正する要綱
 米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱（平成19年6月1日施行）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表1（第3－1、第4関係）</p> <p style="text-align: center;">[表省略]</p> <p>備考 建築一式工事（一般）のB級の4,000万円以上の工事については、<u>次の（1）又は（2）のいずれかに該当することを条件に付して発注を行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（1） <u>審査基準日において、建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（2） <u>入札参加申込み時において、直接かつ恒常的（当該時点において3か月以上継続して雇用されていることをいう。）な雇用関係にある当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。</u></p> <p style="text-align: center;">[表省略]</p> <p>備考 建築一式工事（一般）のB級の1,000万円以上の工事については、<u>次の（1）又は（2）のいずれかに該当することを条件に付して発注を行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（1） <u>審査基準日において、建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">（2） <u>入札参加申込み時において、直接かつ恒常的（当該時点において3か月以上継続して雇用されていることをいう。）な雇用関係にある当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。</u></p>	<p>別表1（第3－1、第4関係）</p> <p style="text-align: center;">[表省略]</p> <p>備考 建築一式工事（一般）のB級の4,000万円以上の工事については、<u>建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された1級技術職員を審査基準日に1人以上有することを条件に付して発注を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">[表省略]</p> <p>備考 建築一式工事（一般）のB級の1,000万円以上の工事については、<u>建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された1級技術職員が審査基準日に1人以上有することを条件に付して発注を行う。</u></p>
<p>別表2（第3－1関係）</p> <p style="text-align: center;">[表省略]</p> <p>備考 建築一式工事（一般）のB級の5,000万円以上の工事については、<u>次の（1）又は（2）のいずれかに該当することを条件に付して発注を行う。</u></p>	<p>別表2（第3－1関係）</p> <p style="text-align: center;">[表省略]</p> <p>備考 建築一式工事（一般）のB級の5,000万円以上の工事については、<u>建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された1級技術職員が審査基準日に1人以上</u></p>

(1) 審査基準日において、建設業法第 27 条の 29 の規定による総合評定値の通知に記載された当該工種に係る 1 級技術職員を 1 人以上有すること。

(2) 入札参加申込み時において、直接的かつ恒常的（当該時点において 3 か月以上継続して雇用されていることをいう。）な雇用関係にある当該工種に係る 1 級技術職員を 1 人以上有すること。

[表省略]

備考 建築一式工事（一般）の B 級の 1,200 万円以上の工事については、次の（1）又は（2）のいずれかに該当することを条件に付して発注を行う。

(1) 審査基準日において、建設業法第 27 条の 29 の規定による総合評定値の通知に記載された当該工種に係る 1 級技術職員を 1 人以上有すること。

(2) 入札参加申込み時において、直接的かつ恒常的（当該時点において 3 か月以上継続して雇用されていることをいう。）な雇用関係にある当該工種に係る 1 級技術職員を 1 人以上有すること。

有することを条件に付して発注を行う。

[表省略]

備考 建築一式工事（一般）の B 級の 1,200 万円以上の工事については、建設業法第 27 条の 29 の規定による総合評定値の通知に記載された 1 級技術職員が審査基準日に 1 人以上有することを条件に付して発注を行う。

備考 表中の [] の記載は、注記である。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 5 日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、令和 3 年 7 月 1 2 日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第 1 に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。